

報告第4号

専決処分の報告について（第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年5月29日提出

つくばみらい市長 小田川 浩

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第9号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月21日

つくばみらい市長 小 田 川 浩

- 1 事故発生日時 令和7年12月26日 午前10時25分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市豊体1278番2
県道常総取手線
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 公用車が市道から県道に出る際、一時停止し左右確認して県道に進入したところ、相手車が南側から北側に走行してきた。相手車に気づき急ブレーキを掛けたが、止まりきれず相手車の側面に衝突した。
- 5 損害賠償額 227,789円
- 6 市の過失割合 90%